

社会全体で青少年を守り、支え、育てましょう

～神奈川県青少年保護育成条例～

この条例は、青少年の健全育成についての基本理念や県・保護者・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

また、神奈川県青少年指導員は平成22年に行われた条例改正より各地域における青少年の健全育成に資する取組を行う者として条例に位置づけられています。

※この条例での「青少年」は、18歳未満の全ての方を言います。(既婚者を除く)

【条例の概要】 ◆は罰則がある規定。違反を発見した場合には、すぐに警察へ連絡しましょう。

深夜外出の制限

◇保護者は、日常生活上必要な場合等を除き、深夜（夜11時～朝4時）に青少年を連れて外出しないよう努めなければなりません。

◆だれでも、保護者の承諾なく青少年を深夜に呼び出したり、連れ回したりしてはいけません。



深夜営業施設への立入制限

◆カラオケボックス・インターネットカフェは、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。

携帯電話へのフィルタリングの義務

◇青少年の使用する携帯電話へは、法律によりフィルタリングの設定が義務付けられています。保護者は、やむを得ない理由がある場合に限り、販売店に書面を提出して青少年が利用する携帯電話のフィルタリングを解除できます。

◇保護者は、青少年が有害情報を閲覧しないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければなりません。

有害図書類の販売などの禁止

◇書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは有害図書類（成人向けの雑誌・DVDなど）を他の図書類と区分して陳列しなければなりません。

◆だれでも、有害図書類を青少年に販売したり、見せたりしてはいけません。



家庭用ゲームソフトに関する義務

◇有害図書類に該当しないものでも、表示されている家庭用ゲームソフトを青少年に販売したり、見せたりしないよう努めなければいけません。

※「Z」（18歳以上のみ対象）・・・国内で販売される家庭用ゲームソフトを審査しているCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）が定めた年齢区分マークです。このほかに「A」（全年齢対象）、「B」（12歳以上対象）、「C」（15歳以上対象）、D（17歳以上対象）があります。

そのほかにも青少年を守るための規定があります。

条例の詳しい内容については神奈川県青少年課HPをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p26719.html>

「ダメなものダメ!」を皆さまとともに

～神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例～

未成年（20歳未満、以下青少年という。）の喫煙・飲酒は法律で禁じられています。

神奈川県では保護者、事業者、県民、県が一体となって

青少年の喫煙や飲酒を防止する社会環境づくりを進めています。

青少年が喫煙・飲酒をしないよう周囲の大人が日ごろから声をかけ、見守りましょう。

HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>

